

【申請に際してのお願い】

— 住宅改修（事前・事後共通） —

□写真

- ・ 写真の撮影日について、パソコン等で印字挿入した写真の使用はできません。
デイト機能での印字または工事用黒板などに日付・名前を入れ込んだ上、写真の提出を行ってください。
- ・ 事前申請と事後申請で写真の撮り方が大きく異なっている場合、再提出をお願いする場合があります。
- ・ 段差解消工事（特に玄関上がり框）の実施時、留め具（固定部分）の写真が抜けている場合が多いため、注意してください。

□申請について

入院・入所している方の住宅改修を行う場合、退院・退所日が分かった状況で申請を行ってください。

— 住宅改修（事前申請）および福祉用具の購入 —

□受領委任払いに係る同意書

- ・ 利用者の名前等は、原則として本人または家族の自筆となります。
また、同意いただいた日付が書かれていないことがあります。利用者に説明を行ったうえで同意日の記入が漏れないようお願いいたします。

— 取り下げ —

- ・ 事前申請後に退院が未定の入院をしてしまった場合や、工事予定があり事前申請を提出したが工事をしなかった場合などの際は、事前申請の取り下げを行ってください。（着工していないことが前提となります）

— 変更届について —

- ・ 増額の場合
⇒再度審査が必要になるため、着工前に申請を行ってください。
なお、事後申請時に増額が発覚した場合、一部支給ができない可能性があります。
- ・ 減額の場合
⇒事後申請時に変更届及び減額後の見積書を持参のうえ、申請を行ってください。
- ・ 金額に変更なし
⇒事後申請時に変更届のみ追加提出をしてください。
(部材の変更・手すり位置の変更なども対象です。)

— その他 —

- ・ 福祉用具の販売を実施している業者
製造事業者名の記入：「パナソニック」なのか「パナソニックエイジフリー」なのか、などパンフレットに記載のある事業者名を記載してください。